

質 問 回 答

2023年 8月 28日

「ケニア国カクマ・カロビエイ周辺地域の給配水システムに係る情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式ーランプサム型))」
(公示日:2023年 8月 16日/調達管理番号:23a00411)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P14 第2章 特記仕様書 第5条 調査の内容 第1回国内作業 (1)既存報告書の確認及び情報整理	「また、M/P の中で提案されているプロジェクトも参考に、優先整備事業を特定する」とあるが、この段階で、調査の最終成果の一部である優先整備事業を特定するのは不自然であると考え、この表記は正しいのか？	以下のとおり訂正いたします。 【訂正前】 (1)既存報告書の確認及び情報整理 2020年にGIZが作成したM/Pをはじめとする関連資料の分析・検討・情報整理を行う。調査全体方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理する。また、M/P の中で提案されているプロジェクトも参考に、優先整備事業を特定する。 【訂正後】 (1)既存報告書の確認及び情報整理 2020年にGIZが作成したM/Pをはじめとする関連資料の分析・検討・情報整理を行う。調査全体方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理する。 また、M/P の中で提案されているプロジェクトも参考に、優先整備事業の候補を検討する。

<p>2</p>	<p>P14 第5条調査の内容</p> <p>第1回現地調査 2023年10月下旬～12月中旬)</p>	<p>当該現地調査期間中に現地再委託調査を実施することと認識しております。現地再委託の予算は一千万円を超過しておりますので、この場合、選定方法としては競争入札の実施が必要ですので、ローカルコンサルタントの調達業務だけでなく1ヶ月程度の期間は必要になると思います。そうすると、第1回国内作業中に指名業者の提案書準備作業が開始されたとしても、契約は早くて11月下旬となり、契約期間が1～1.5ヶ月程度、実際の現地調査期間は2週間程度しか配分出来ないため、十分な期間ではないと危惧しております。第1回現地調査の期間は現地の小雨期にもあたり、移動にも困難が予想されるため、プロポーザルでは作業計画に準じた提案をさせていただくことは可能でしょうか？それとも、第5条調査の内容にあります、第1回現地調査から第3回国内調査までの全ての期間の変更(提案)は不可能でしょうか。</p>	<p>本調査の対象地の特性から、再委託先として想定される応札者数が限定されるため、競争性のない随意契約の適用の可能性があると考えます。また「第5条 調査の内容」に記載のスケジュールが難しいと考えられる場合には、作業計画に準じた提案や第1回現地調査から第3回国内調査までの全ての期間の変更(提案)は可能ですが、10月10日頃～3月8日頃を想定している契約期間内での実施の提案が別の応募者よりあった場合には、効率性の観点等から、評価が劣後する可能性があることにはご留意願います。</p>
<p>3</p>	<p>P.20 別紙2 P.28, (3) 定額計上について</p>	<p>P.20にて再委託調査の費用想定について提案することと記載されています。</p> <p>プロポーザルにて提案する再委託調査内容にて参考見積りを取得した結果として14百万円を超えた場合、この金額に収まる範囲まで調査内容を縮小して提案する必要があるでしょうか。または具体的提案にて、提案する調査内容を記載した上で、「定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。」とある通り、現段階での参考</p>	<p>再委託調査の内容の詳細については、契約開始後に確定するものですが、費用については14百万円の金額に収まる範囲での提案をお願いします。</p> <p>なお、14百万円を超える提案をされる場合には、超過部分については、別提案、別見積もりを提出願います。</p>

		見積金額が定額計上を超える旨を記載した上で、契約交渉にて内容、予算、見積りの見直しを含め検討すると理解してよろしいでしょうか。	
4	P.23, (5) 現地再委託 P.28, (3) 定額計上について	P.23 にて現地再委託は①水施設の概況と水利用状況(の一部)、②水需要予測、③給配水網整備方針案の提案、④優先整備事業案の提案、の4 つについて可能とあります。P.28 にて定額計上の対象は、①水施設の概況と水利用状況(の一部)、②水需要予測、とあります。そうすると、定額計上の中には③給配水網整備方針案の提案、④優先整備事業案の提案の再委託費は含まれず、これらを再委託する場合は、見積金額を入札金額に含めることになりますか。	P28 の記載を以下の通り訂正いたします。再委託調査では、給配水網整備方針案と優先整備事業案の提案まで行っていただくことを想定しています。 【訂正前】 (3) 定額計上について 該当箇所：「第 2 章 特記仕様書案」、「第 5 条 調査の内容」「(5)対象地域における給水施設及び給水サービスの概況と水利用状況、水資源の状況の確認」、「(7)カクマ難民キャンプ及びカロビエイ居住区周辺地域 周辺地域毎の水需要予測」 【訂正後】 (3) 定額計上について 該当箇所：「第 2 章 特記仕様書案」、「第 5 条 調査の内容」「(5)対象地域における給水施設及び給水サービスの概況と水利用状況、水資源の状況の確認」、「(7)カクマ難民キャンプ及びカロビエイ居住区周辺地域 周辺地域毎の水需要予測、(8) 給配水網整備方針案の提案、(9) 優先整備事業案

			の提案」
5	P24 第3章技術提案書作成要領 2. 技術提案書作成に係る要件 「(8)安全管理」 <行動規範> 1)トウルカナ群内共通	「・移動は車両移動とし、プロジェクト車両の優先利用」とありますが、「プロジェクト車両」とはコンサルタントが借り上げるレンタカーという理解でよろしいでしょうか？ また、レンタカーを指す場合、これに係る車両関連費は入札金額に含める、という理解でよろしいでしょうか？	コンサルタントが借り上げるレンタカーというご理解のとおりです。同車両関連費は入札金額に含めてください。
6	P.24 (8)安全管理<行動規範> 2)カクマ、カクマ周辺およびカクマ以北	1. カクマ難民キャンプ内の UN のエスコートの手配は調査団、貴ケニア事務所のどちらが手配するのでしょうか。 2. UN コンパウンドの宿泊予約は、調査団、貴ケニア事務所のどちらが手配するのでしょうか。 3. 安全確認済みの宿舎は、2023年1月発行の「ケニア国安全対策マニュアル_別紙 6」【トウルカナ】に記載されている宿舎との理解でよろしいでしょうか。	UN のエスコート及び UN コンパウンドの予約は JICA ケニア事務所で行います。安全確認済みの宿舎については、ご理解のとおりです。
7	P25 第3章 技術提案書作成要領 2. 技術提案書作成に係る要件 (3) 安全管理 2)カクマ、カクマ周辺及びカクマ以北 <武装警護警察官の手配について>	当該項目「2)単価」に記載の費用(警察官日当、警察官夜間警備費、警察官宿泊費)に加え、武装警護警察官用車両費、同車両ドライバー、燃料費等については、「第3条 技術提案書作成要領」 「4. 経費積算に係る留意事項」「(2)別見積」「2)一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの」と考え、別見積として構わないか？	武装警護警察官用車両費、同車両ドライバー、燃料費等については、別見積もりでお願いいたします。

8	<p>P25 「(8)安全管理」 ＜武装警護警察官の手配について＞ 1)基本的な考え方</p>	<p>「・都市間移動の際は、武装警官によるエスコート(護衛)を伴うこと」とありますが、武装警官用の車両はコンサルタントがレンタカーを借り上げるという理解でよろしいでしょうか？ その場合、これに係る車両関連費は「別見積」に含める、という理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>武装警官用の車両についても、コンサルタントによるレンタカー借り上げを想定しています。車両関連費は別見積もりでお願いいたします。</p>
9	<p>P.25 ＜武装警護警察官の手配について＞</p>	<p>都市間移動の際は、武装警官によるエスコート(護衛)(ドライバーを除き、武装警官4人)を伴うこととあり、単価として日当、夜間警備費、宿泊費について記載がありますが、武装警官4人が利用する車両費や燃料費は計上する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>武装警官用の車両についても、コンサルタントによるレンタカー借り上げを想定しており、車両費及び燃料費は別見積もりでお願いいたします。</p>
10	<p>P.25 第3章技術提案書作成要領 2. 技術提案書作成に係る要件 (8)安全管理＜武装警護警察官の手配について＞</p>	<p>1. 武装警護警官および車輛の手配は、便宜供与、調査団、貴ケニア事務所のいずれがするのでしょうか。 2. 車輛は何台必要でしょうか。 武装警護警察官はナイロビからの同行でしょうか、現地(ロドワル)からの同行でしょうか。</p>	<p>武装警護警官および車輛は、契約後に連絡先を共有いたしますので調査団で手配ください。武装警護警官用の車両は1台となります。武装警護警官の同行はLodwarからの同行となります。</p>
11	<p>P28 第3章 技術提案書作成要領 4. 経費積算に係る留意事項 (2)別見積 2)一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの」</p>	<p>首都から調査対象地域への移動については、定期便(空路)はあるものの便数が限られる。一方、調査対象地域の医療機関は貧弱であり、疾病、事故等の際には首都で治療する必要性が生じる可能性が高い。そのため、調査団員の安全確保には緊急時におけるチャーター便の利用が必要と考える。チャーター便に係る費用については、「第3条 技術提案書作成要領」「4. 経費積算に係る留意事項」「(2)別見積」「2)一般業務費のうち安</p>	<p>緊急時のチャーター便については、コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」の2)業務実施に当たってのバックアップ体制等に「安全管理(特に緊急移送サービスの付保等を重視)」と記載されていますとおり、応募者が、緊急移送サービスを含んだ海外旅行保険等を締結される(締結する予定であることを技</p>

		全対策経費に分類されるもの」と考え、別見積として構わないか？	術提案書内で説明)されることを重視しております。 緊急移送サービスの付保を行われず、チャーター便の費用を計上されることは妨げませんが、評価に影響が出る可能性がありますことを申し添えます。
12	P28 第3章 技術提案書作成要領 4. 経費積算に係る留意事項 (3) 定額計上について	表中の「該当箇所」には、以下の通り記載されている： 「第2章 特記仕様書案」「第5条 調査の内容」、「(5) 対象地域における給水施設及び給水サービスの概況と水利用状況、水資源の状況の確認」、「(7) カクマ難民キャンプ及びカロビエイ居住区周辺地域周辺地域毎の水需要予測」。 他方、「第2章 特記仕様書」「第5条 調査の内容」「(6) 現地再委託調査の調達及び発注」には、上記(5)、(7)に加え、「(8) 給配水網整備方針の提案」及び「(9) 優先整備事業の提案」の第一案作成を含むこととする」との記載がある。当該項目については上記(5)、(7)に加え、(8)及び(9)の第一案作成が含まれると認識して良いか。	質問の通番号4の回答欄を参照願います。
13	該当ページなし	旅行代理店を通して調べた情報からはナイロビからカクマタウン周辺の航空便の国内線はないようです。ナイロビから Lodwar までは Alternative Airline が航空便を運行しているような WEB 情報がありますが、定かではありません。一方、UNHCR の情報で UN がカクマまで定期航空便を運行している情報がありました。今回の調査で	ナイロビから Lodwar まで、民間国内便(空路) skyward express 社が運航しており、同便をご利用ください(Lodwar からカクマ難民キャンプ等までは、レンタカーを借り上げて陸路で移動)。UN 機の利用は想定しておりません。

		UN の定期便を使うことは可能でしょうか。可能な場合、貴機構からの申請のサポートは行っていただけますでしょうか。また、UN 便の航空賃単価について教えていただけますでしょうか。	
14	該当ページなし	本指示書内に指定の飛行ルートについて記載がありませんが、カクマまでの移動は、ナイロビ空港から陸路での移動を想定されていますでしょうか。もしくは、空路を想定されていますでしょうか。空路移動でかつ UN 機を利用する場合、JICA による UN 宛て予約依頼文書発出等の便宜供与をお願いすることは可能でしょうか。	質問の通番号 13 の回答欄を参照願います。

以上